

神戸発AIスタートアップ創出支援事業運営業務

委託仕様書

1. 事業目的

神戸経済の持続的成長を目指すためには、イノベーションを起こし得るスタートアップを市内から生み出し、成長させることが必要である。

本事業では、「AI」を活用した事業アイデアを有する個人・法人に対し、神戸のリソースを活用した支援を実施することで、「神戸ならではのAIスタートアップ」を作り出すことを目的とする。

市内外の企業、支援者、大学等の本事業への積極的な参画を促し、AIスタートアップの創出を加速化させると共に、AIの活用に先進的に取組む神戸のプレゼンスを高める。

【本委託事業の目標】

本事業委託期間内または事業終了後に本事業で支援を実施したAIスタートアップ3～5社が神戸で登記する。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3. 事業概要

(1) 趣旨

受託者は、本事業の運営業務として、「AI」を活用した事業アイデアを有する起業家の募集および選考、スタートアップ創出を目指した支援を担う。

スケジュール（予定）

- 7月中旬 : 参加者募集開始
- 8月中下旬迄 : 審査会の実施・採択者決定
- 9月～翌2月 : 採択者の支援実施
- 3月中 : デモディの開催
- 3月末 : 業務完了届・業務報告書の提出

4. 委託料(上限)

7,000,000円（税込み）

5. 業務内容

業務にあたっては、定められた期日までに本件の業務を確実に行うとともに、報告書を作成し納入しなければならない。

(1) 参加者の募集・選定

① 募集

全国から参加者を募集する。なお、対象者は、AIを活用した事業アイデアを有する起業前～創業直後の個人・法人で将来的に神戸市内に拠点を有する意思のある者とする。

- ・ 参加者の募集に伴うエントリーシートや募集要項、Q&Aの作成。
- ・ 募集のためのホームページの作成及び運営・アクセス解析
- ・ 事前説明会の開催
- ・ Google等検索エンジンやFacebook等SNSでのWEB広告の実施

- ・ 応募受付・応募者との面談・採択連絡等の調整業務

(2) 選定

審査会を実施し、支援対象となる者を選定する。

- ・ 審査項目及び審査基準等の設定
- ・ 審査員候補者のリストアップ（なお、審査員は本市との協議により決定すること。）
- ・ 審査会の開催に係る審査員や選定候補者への連絡等の調整業務
- ・ 審査会の開催
- ・ 選定結果のプロモーションの実施
- ・ 全ての応募者への選定結果の通知

(2) 個別プロジェクトの管理・伴走支援の実施

前述により選定した者（以下、採択者という）のプロジェクトの管理及び進捗に応じた必要な支援を実施する。

- ・ プロジェクトごとの進捗管理
- ・ 本市へのプロジェクトの進捗報告
- ・ 個別プロジェクトからの随時の相談対応

(3) プロダクト開発支援の実施

必要に応じて、プロダクト製作に必要な設計支援や開発支援等を実施すること。

(4) デモディの実施

本デモディでは、採択者が自身のビジネスプラン・プロダクトに関するプレゼンテーションを行い、審査員に評価をしてもらう場とすること。適切なイベントスペースを確保し、市内外から有益な支援先（企業やベンチャーキャピタル等）を集めて開催すること。

- ・ プrezen審査員候補者のリストアップ（なお、審査員は本市との協議により決定すること。）
- ・ 審査項目及び審査基準等の設定
- ・ 開催に係る審査員や採択者など関係者への連絡等の調整業務
- ・ 表彰式の実施
- ・ 副賞の授与

6. 運営体制

本業務の実施に必要となる以下の運営体制を構築すること。全て兼任を可能とする。

- ・ 受託期間を通して事業全体を統括する事業運営責任者を1名配置
- ・ 採択者のプロダクト開発の支援の責任者として、プロダクト開発コーディネーターを1名配置
- ・ 採択者ごとのプロジェクト管理や支援実施のため、プロジェクトマネージャーを各プロジェクトに1名配置
- ・ 採択者からの相談へ隨時対応するため、ベンチャーキャピタリスト・事業経営経験者等のメンターを複数名配置

7. 業務報告書等の作成（電子データ）

(1) 業務の実施中に提出する書類

- ・ 打合せ記録
- ・ 採択者の支援実施状況リスト

(2) 業務の完了時に提出する書類（令和7年3月末日提出）

- ・ 業務完了届

- ・ 業務報告書
- ・ その他、業務によって得られた資料一式

8. その他の事項

(1) 進捗管理

本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、隨時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

(2) スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成

本業務全般を通じて、関西の周辺自治体等との連携に意識して取り組み、神戸市の要請に応じて、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を含む自治体との連携協議に神戸市とともにに対応すること。

(3) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) WEB媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用するWEBサイトなどの媒体について、神戸市が本事業を令和7年4月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市もしくは神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いざれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。

(5) 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権(著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利(以下「著作権等」という。)は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権行使しない。
- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

(6) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

(7) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

(8) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならぬ。

(9) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9. 成果物納品場所

住所 〒651-0087

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8F

神戸市経済観光局 新産業創造課 担当：高見、角

電話 078-984-0293

(以上)